

新 旧 対 照 表

参加表明者との対話を踏まえ、以下のとおり修正いたします。

資料	該当箇所	修正前	修正後
募集要項	3 1 ページ 第 3 事業の概要 V 契約体系 3-(3)	・ 2 (3) のとおり、 <u>テナント運営事業</u> で事業者が本市に納付する貸付料を原資とすることを前提とし、 <u>当該事業の業務委託料は、テナント運営事業において事業者が本市に納付する貸付料の範囲内の金額を提案すること。</u>	・ 2 (3) のとおり、 <u>当該事業に係る業務委託料は、事業者が本市に納付する貸付料を原資とすることを前提とし、当該貸付料の範囲内の金額を提案すること。なお、当該貸付料には、敷地内広場及び大会議室運営事業の貸付料、テナント運営事業の貸付料並びに市への収益分配（レベニューシェア）がある場合はこれを含むものとする。</u>
様式集及び 記載要領	様式 6 - 3 事業収支計算書・ キャッシュフロー 計算書		・ 別紙のとおり。